

令和 2 年 7 月 日

(名称) 西脇市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

西脇市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西脇市コミュニティバス「おりひめバス」は、地域公共交通活性化・再生総合事業による国庫補助を受け、平成21年10月1日から実証運行を開始し、事業終了後の平成23年4月1日以降は、本市単独事業により運行を継続している。

また、西脇市コミュニティバス「つくしバス」は、平成20年12月1日から実証運行を開始し、平成23年10月1日以降は地元住民による自主運行をしてきた。平成28年3月31日の住民主体運行終了後、平成28年4月18日からコミュニティバスとしての運行を開始し、平成29年4月からは2路線での運行となっている。

「おりひめバス」は、本市東端部に位置する比延地区の札場バス停留所を起終点とし、地域間幹線系統の主要拠点「西脇病院」、「西脇（アピカ）」、「西脇市駅」の各バス停留所を経由または起終点として運行されており、「つくしバス」は、本市北端部に位置する黒田庄地区の船町公民館停留所及び小苗を起終点とし、「おりひめバス」と同様に、地域間幹線系統の「西脇病院」停留所を経由して運行する。また、「おりひめバス」が乗り入れる「西脇市駅」停留所は、鉄軌道駅の西日本旅客鉄道の西脇市駅に、「つくしバス」が乗り入れる「黒田庄駅」停留所は、同社の黒田庄駅に設置しており、鉄軌道駅とも接続したフィーダー系統となっている。

加えて、両系統は、地域間幹線系統の主要フィーダー系統としての機能を有するとともに、学生の通学手段や高齢者の通院・買い物的手段として大きな役割を担っている。

特に比延地区には、医療機関、商業施設が存在しないため、同地区住民が市内外の医療機関、商業施設などへ行くためには、地域内フィーダー系統である本系統の利用が必要である。また、両系統から地域間幹線系統に乗り換えることによって、通院や買い物などの移動範囲がさらに広がることになり、地域住民の移動手段として必要不可欠な系統であるといえる。

一方で、中学生にとっては、遠距離通学的手段として、また高校生にとっても、比延地区や黒田庄地区から高校までを直接つなぐ交通手段として大変重要な系統である。

加えて、「おりひめバス」は、市の図書館機能、子育て支援機能、男女共同参画機能、コミュニティセンター機能を有する複合施設を経由するため、教育振興やコミュニティ活動の促進の観点からも市民にとって大きな役割を果たす。また、「つくしバス」は、地域間幹線系統と接続しており、接続する停留所で幹線系統や他のコミュニティバスに乗り換えることで、アクセスすることが可能である。

前述のとおり、両系統は地域間幹線系統のフィーダー系統としての役割を果たしており、両系統がなければ、学生は通学的手段を奪われ、交通手段を持たない高齢者は、外出することすら容易にできず、生活の維持が非常に困難な状況になる。

このように、両系統は当該地域にとって必要不可欠なものであり、本系統の運行を維持し、地域住民の移動手段の確保と地域の活性化を図ることを目的として本計画を策定する。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ア おりひめバス
 - ・ 運行回数：1日5往復以上
 - ・ 利用者数：1日当たりの利用者数 35人以上
- イ つくしバス
 - ・ 運行回数：1日8往復以上
 - ・ 利用者数：1日当たりの利用者数 21人以上

(2) 事業の効果

- ア 中高生の遠距離通学の支援
- イ 高齢者の通院、買い物などの外出支援による生活水準の維持
- ウ 利用者のニーズに応えることに伴う利用実績の向上
- エ 利用実績の向上に伴う地域公共交通の活性化
- オ 利用実績の向上に伴う地域活動や住民活動の活性化

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

老人クラブ、学校等へのモビリティマネジメント（実施主体：西脇市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 運行系統の概要

ア 運行ルート

（おりひめバス）

西脇市駅～みらいえ（茜が丘複合施設）～西脇高校前～西脇（アピカ）～西脇営業所～西脇病院～こみせん比也野～住吉町（札場）

（つくしバス・船町線）

西脇営業所～西脇病院～大野隣保館～門柳分館～船町公民館

（つくしバス・小苗線）

西脇営業所～西脇病院～寺内公民館～蒲江～大伏～小苗

イ 地域間幹線系統との接続バス停留所

バス種別	つくしバス		おりひめバス
接続バス停留所	黒田庄駅 ※船町線のみ	西脇病院	西脇市駅
地域間幹線系統	—	西脇市駅～中安田 ・鍛冶屋～鳥羽上	西脇市駅～中安田 ・鍛冶屋～鳥羽上
接続鉄軌道	J R 加古川線	—	J R 加古川線

ウ 運行日

月曜～金曜日の週5日（ただし、祝休日及び12月29日～翌年1月3日は運休）

エ 運賃（大人）

（おりひめバス）

別紙のとおり

（つくしバス）

別紙のとおり

オ フリー乗降区間

高齢者等が利用しやすいように、バス停以外でも自由に乗降できる区間を設定

カ 車両・運行形態

小型バス・乗合バス形式又はワゴン・乗合バス形式

(2) 運行予定者 神姫グリーンバス株式会社
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
西脇市が負担する。西脇市が負担する額（運行経費補助金）については、運行事業者（神姫グリーンバス株式会社）の経常損益額から国庫補助金を差し引いた額とする。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
神姫グリーンバス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 別表 1 の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

平成28年4月から運行を開始した「つくしバス」において、路線上に狭隘な区間がある一方で、需要と合致した輸送量を確保するため、定員14名（乗合用への改造により乗客定員は12名）のワゴンタイプの車両が必要である。

平成29年4月から運行を開始した「つくしバス」の路線においても、上記と同様の理由で、定員14名（乗合用への改造により乗客定員は12名）のワゴンタイプの車両が必要である。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

- ア つくしバス運行回数：1日8往復以上
- イ つくしバス利用者数：1日当たりの利用者数 21人以上

(2) 事業の効果

- ア 中高生の遠距離通学の支援
- イ 高齢者の通院、買い物などの外出支援による生活水準の維持
- ウ 利用者のニーズに応えることに伴う利用実績の向上
- エ 利用実績の向上に伴う地域公共交通の活性化
- オ 利用実績の向上に伴う地域活動や住民活動の活性化

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付
なお、西脇市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

- 平成29年5月31日 地域内フィーダー系統確保維持計画について説明・協議・承認
- 平成29年8月10日 地域内フィーダー系統確保維持計画について書面協議
- 平成30年2月28日 地域内フィーダー系統確保維持計画（変更）について説明・協議・承認
- 平成30年6月22日 地域内フィーダー系統確保維持計画について説明・協議・承認
- 平成30年11月21日 西脇市地域公共交通網形成計画（案）について説明・協議
- 平成31年2月18日 西脇市地域公共交通網形成計画（案）について書面協議・承認

令和元年6月12日 地域内フィーダー系統確保維持計画について説明・協議・承認

令和2年7月0日 地域内フィーダー系統確保維持計画について書面協議・承認

18. 利用者等の意見の反映状況

つくしバスのルートの設定に当たって、地元区長会等と調整を行った。地元からは、集落の中にある狭隘な道路を通るよう要望があったため、それらを反映させた計画とした。

19. 協議会メンバーの構成員

国土交通省	神戸運輸監理部兵庫陸運部首席企画専門官
兵庫県	北播磨県民局加東土木事務所長
西脇警察署	交通課長
西脇市	都市経営部長
神姫バス株式会社	西脇営業所長
	本部労働組合執行委員
神姫グリーンバス株式会社	代表取締役
公益社団法人兵庫県バス協会	専務理事
一般社団法人兵庫県タクシー協会	理事
西日本旅客鉄道株式会社	加古川駅管区加古川線区長
市民の代表	西脇地区区長会長
	津万地区区長会長
	日野地区区長会長
	重春地区区長会長
	野村地区区長会長
	比延地区区長会長
	芳田地区区長会長
	黒田庄地区区長会長
	西脇市老人クラブ連合会長
	西脇市身体障害者福祉協会長
	西脇市消費者協会長
	西脇商工会議所女性会長
	西脇市商業連合会長
	西脇市PTA連合会長
(オブザーバー)	県土整備部県土企画局交通政策課副課長
	北播磨県民局加東土木事務所多可事業所長
	多可町企画秘書課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 兵庫県西脇市郷瀬町 605

(所 属) 西脇市都市経営部次世代創生課

(氏 名) 宮田 和平

(電 話) 0795-22-3111

(e-mail) kikaku@city.nishiwaki.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
西脇市	神姫グリーンバス株式会社	(1) 西脇営業所～小苗	西脇 営業所	大伏	小苗	往16.8km 復16.8km	244日	976回		路線定期	①	神姫グリーンバスが運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇病院で接続	③
		(2) 西脇営業所～船町公民館	西脇 営業所	黒田庄駅 門柳分館	船町 公民館	往 24.1km 復 24.1km	244日	976回		路線定期	①	神姫グリーンバスが運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇病院及び上野で接続	③
		(3) 西脇市駅～札幌	西脇 市駅	西脇アピカ	札幌	往19.7km 復19.7km	244日	244回		路線定期	①	神姫グリーンバスが運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇市駅、西脇(アピカ) で接続	③
		(4) 西脇市駅～みらいえ～札幌	西脇 市駅	みらいえ 西脇アピ カ	札幌	往20.2km 復20.2km	244日	732回		路線定期	①	神姫グリーンバスが運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇市駅、西脇(アピカ) で接続	③
		(5) 西脇市駅～西脇営業所	西脇 市駅	みらいえ 西脇アピ カ	西脇 営業所	往 6.8km 復 6.8km	244日	244回		路線定期	①	神姫グリーンバスが運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇市駅、西脇(アピカ) で接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
西脇市	神姫グリーンバス株式会社	(1) 西脇営業所～小苗	西脇 営業所	大伏	小苗	往16.8km 復16.8km	242日	968回		路線定期	①	神姫グリーンバスが運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇病院で接続	③
		(2) 西脇営業所～船町公民館	西脇 営業所	黒田庄駅 門柳分館	船町 公民館	往24.1km 復24.1km	242日	968回		路線定期	①	神姫グリーンバスが運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇病院及び上野で接続	③
		(3) 西脇市駅～札幌	西脇 市駅	西脇アピカ	札幌	往19.7km 復19.7km	242日	242回		路線定期	①	神姫グリーンバスが運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇市駅、西脇(アピカ) で接続	③
		(4) 西脇市駅～みらいえ～札幌	西脇 市駅	みらいえ 西脇アピ カ	札幌	往20.2km 復20.2km	242日	726回		路線定期	①	神姫グリーンバスが運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇市駅、西脇(アピカ) で接続	③
		(5) 西脇市駅～西脇営業所	西脇 市駅	みらいえ 西脇アピ カ	西脇 営業所	往6.8km 復6.8km	242日	242回		路線定期	①	神姫グリーンバスが運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇市駅、西脇(アピカ) で接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
西脇市	神姫グリーンバス株式会社	(1) 西脇営業所～小苗	西脇 営業所	大伏	小苗	往16.8km 復16.8km	244日	976回		路線定期	①	神姫グリーンバス線が運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇病院で接続	③
		(2) 西脇営業所～船町公民館	西脇 営業所	黒田庄駅 門柳分館	船町 公民館	往 24.1km 復 24.1km	244日	976回		路線定期	①	神姫グリーンバス線が運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇病院及び上野で接続	③
		(3) 西脇市駅～札幌	西脇 市駅	西脇アピカ	札幌	往19.7km 復19.7km	244日	244回		路線定期	①	神姫グリーンバス線が運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇市駅、西脇(アピカ) で接続	③
		(4) 西脇市駅～みらいえ～札幌	西脇 市駅	みらいえ 西脇アピ カ	札幌	往20.2km 復20.2km	244日	732回		路線定期	①	神姫グリーンバス線が運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇市駅、西脇(アピカ) で接続	③
		(5) 西脇市駅～西脇営業所	西脇 市駅	みらいえ 西脇アピ カ	西脇 営業所	往 6.8km 復 6.8km	244日	244回		路線定期	①	神姫グリーンバス線が運行する補助 対象地域間幹線系統(西脇市駅～ 鳥羽上)と西脇市駅、西脇(アピカ) で接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	西脇市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	25,722
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
西脇市地域公共交通網形成計画	平成31年3月1日	平成31年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
25,722人	$25,722 \times 150\text{円} + 560\text{万円}$	9,458,000円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。
 なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
 ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

令和3年度

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
西脇市	神姫グリーンバス株式会社	1	(1) 西脇営業所 ～小苗	小型車両			13	H28.10		一括
	神姫グリーンバス株式会社	2	(2) 西脇営業所 ～船町公民館	小型車両			13	H29.10		一括
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
- 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	再編 特例 措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ				
西脇市	神姫グリーンバス株式会社	1	(1) 西脇営業所 ～船町公民館	小型車両			13	H29.10		一括
		2	()							
		3	()							
		4	()							
		5	()							

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。
- 「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。